

○奈良県情報公開条例施行規則

平成十三年三月三十日

奈良県規則第七十号

奈良県情報公開条例施行規則をここに公布する。

奈良県情報公開条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書の記載内容)

第二条 開示請求書には、開示請求に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することができる。

一 求める開示の実施の方法

二 事務所における開示（次号に規定する方法以外の方法による行政文書の開示をいう。

以下この号、次条第一項第二号及び第二項第一号並びに第九条第一項第三号において同じ。）の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日

三 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

四 開示請求に係る手数料の額、納付日及び納付方法

(条例第十一条第一項の規則で定める事項)

第三条 条例第十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法

二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示を希望する場合には条例第十六条第二項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

三 写しの送付の方法による行政文書の開示を実施する場合における準備に要する日数

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第十一条第一項の規則で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 前条第一号の方法による行政文書の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、同条第二号の日に実施することができる場合に限る。） その旨並びに前項各号に掲げる事項（同条第一号の方法に係るものを除く。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

(条例第十五条第一項の規則で定める事項)

第四条 条例第十五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(条例第十五条第二項の規則で定める事項)

第五条 条例第十五条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 条例第十五条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(行政文書の開示の実施)

第六条 行政文書の開示を実施する場合において、行政文書の閲覧、視聴又は聴取(以下「閲覧等」という。)をする者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧等を中止させ、又は禁止することができる。

3 行政文書の開示を実施する場合において、行政文書の写しを交付するときの交付部数は、請求一件につき一部とする。

(条例第十六条第一項第二号の規則で定める電子情報処理組織)

第七条 条例第十六条第一項第二号の規則で定める電子情報処理組織は、電子メールの送受信の機能を有する電子情報処理組織及び地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例(令和五年三月奈良県条例第三十八号)第九条第四号に基づく施策として、県が構築した情報連携の基盤(以下「情報連携基盤」という。)とする。

(開示の実施方法等の申出)

第八条 条例第十六条第二項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第三条第二項第一号の場合に該当する旨の条例第十一条第一項に規定する通知があった場合において、第二条各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第十六条第二項の規

定による申出を改めて行うことを要しない。

(条例第十六条第二項の規則で定める事項)

第九条 条例第十六条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 求める開示の実施の方法(開示決定に係る行政文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
- 二 開示決定に係る行政文書の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
- 三 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、当該事務所における開示の実施を希望する日
- 四 写しの送付の方法による行政文書の開示の実施を求める場合にあつては、その旨
(更なる開示の申出)

第十条 条例第十六条第四項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- 一 条例第十一条第一項に規定する通知があつた日
 - 二 最初に開示を受けた日
 - 三 前条各号に掲げる事項
- 2 前項の場合において、既に開示を受けた行政文書(その一部につき開示を受けた場合にあつては、当該部分)につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該行政文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(条例第十八条第一項第一号の規則で定める電子情報処理組織等)

第十一条 条例第十八条第一項第一号の規則で定める電子情報処理組織は、情報連携基盤とする。

- 2 条例第十八条第一項第二号アの規則で定める電子情報処理組織は、電子メールの送受信の機能を有する電子情報処理組織及び情報連携基盤とする。

(一件の行政文書とみなす複数の行政文書)

第十二条 条例第十八条第二項の規則で定める複数の行政文書は、同一の簿冊(同一の簿冊につづり込むことができず、複数の簿冊に分割してつづり込むこととした当該複数の簿冊及び行政文書に添付した図画等であつて同一の簿冊につづり込むことが困難なため、袋に入れ、又は結束して相互の関係を明らかにされたものを含む。)につづり込まれている複数の行政文書であつて、相互に密接な関連を有するものとする。

(開示の実施に係る手数料の免除)

第十三条 条例第十八条第六項の規則で定める場合は、開示を受ける者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている場合とする。

2 条例第十八条第六項の規定による開示の実施に係る手数料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、条例第十六条第二項又は第四項の規定による申出を行う際に、併せて当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面に前項に規定する扶助を受けていることを証明する書面を添付して実施機関に提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第十四条 条例第二十六条第二項の規定による閲覧の求めは、書面により行わなければならない。

(平二八規則五九・一部改正)

(条例第三十二条第一項に定める出資法人の告示)

第十五条 実施機関は、条例第三十二条第一項に規定する出資法人を定めたときは、その旨を奈良県公報により告示するものとする。

(行政文書の検索資料)

第十六条 条例第三十四条に規定する行政文書を検索するための資料の作成及びその利用に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(運用状況の公表)

第十七条 条例第三十五条の規定による運用状況の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(令五規則三〇・一部改正)

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第六条第三項から第六項まで及び別表の規定中電磁的記録に係る部分については、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第四二号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第五九号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年規則第三〇号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年規則第七号）

この規則は、令和六年六月一日から施行する。